

真岡市障害者計画

(第2期計画)

(素案)



真岡市

平成27年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の対象	2
3 計画の性格等	3
(1) 計画の性格	3
(2) 計画の法的位置づけ	3
(3) 他の計画との整合性	3
4 計画の期間	4
5 計画策定の体制	4
(1) 基本的考え方	4
(2) 計画策定の周知	4
第2章 障がい者の現状と課題	5
第1節 障がい者の現状	6
1 人口推移	6
2 身体障がい者の現状	7
3 知的障がい者の現状	9
4 精神障がい者の現状	10
5 難病患者の現状	11
6 発達障がい者の現状	11
第2節 計画策定に伴う意向調査	12
1 意向調査概要	12
2 意向調査結果（意向調査報告書より抜粋）	13
(1) 身体障がい者・知的障がい者	13
(2) 精神障がい者	19
第3節 障がい者を取り巻く課題	24
1 地域生活支援の課題	24
2 生活環境の課題	24
3 保健・医療体制の課題	24
4 雇用・就労の課題	25
5 療育・教育体制の課題	25
6 啓発・広報活動の課題	25
7 情報・コミュニケーションの課題	26
8 交流・社会参加の課題	26
第3章 計画の概要	27
第1節 計画の概要	28
1 計画の基本理念と目標	28
(1) 基本理念	28

(2) 施策の基本目標	28
(3) 施策の体系	30
第4章 基本計画	33
第1節 地域生活支援の充実	34
1 障がい者の自己選択・自己決定による生活支援	34
(1) 相談支援体制の充実	34
(2) 権利擁護の推進	34
(3) 障がい者団体や本人活動の支援	34
2 福祉サービス等の充実	34
(1) 自己評価・第三者評価制度の周知	34
(2) 苦情解決制度の周知	34
3 各種手当制度の充実	35
(1) 特別障害者手当	35
(2) 障害児福祉手当	35
(3) 精神障害者福祉手当	35
4 自立支援給付の充実	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	36
(3) 居住系サービス	37
(4) 相談支援サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）	38
(5) 自立支援医療	38
(6) 補装具	38
5 地域生活支援事業の充実	39
(1) 理解促進研修・啓発事業	39
(2) 自発的活動支援事業	39
(3) 相談支援事業	39
(4) 成年後見制度利用支援事業	39
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	39
(6) 意思疎通支援事業	39
(7) 日常生活用具給付等事業	40
(8) 手話奉仕員養成研修事業	40
(9) 移動支援事業	40
(10) 地域活動支援センター	40
(11) その他必要な事業	40
第2節 生活環境の整備促進	42
1 バリアフリー化の推進	42
(1) 住宅の確保・バリアフリー化の推進	42
(2) 建築物のバリアフリー化の推進	42
2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	42
3 安全な交通の確保	42

4	防災、緊急時、防犯対策の充実	42
第3節	保健・医療体制の充実	43
1	障がいの原因となる疾病の予防・治療	43
	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	43
	(2) 障がいの原因となる疾病等の治療	43
	(3) 正しい知識の普及啓発	43
2	障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	43
	(1) 障がいの早期発見・早期対応	43
	(2) 障がいに対する医療、医学的リハビリテーション	43
	(3) 障がい者に対する適切な保健サービス	43
	(4) 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供	43
	(5) 障がい者に対する医療費給付制度の充実	44
3	精神保健医療施策の推進	44
	(1) 心の健康づくり	44
	(2) 精神疾病の早期発見・治療	44
	(3) 差別と偏見の解消	44
4	難病患者等に対する施策の推進	44
第4節	雇用・就労の支援	45
1	雇用・就労の支援	45
	(1) 障害者雇用率制度の活用	45
	(2) 福祉的就労の場の整備	45
	(3) 職業相談の充実	45
	(4) 雇用の場における障がい者の人権擁護	45
	(5) 職場環境の改善	45
第5節	療育・教育体制の充実	46
1	相談体制等の整備	46
	(1) 相談体制の整備	46
	(2) 療育体制の整備	46
	(3) 教育環境の充実	46
2	指導力向上の推進	46
3	社会的、職業的自立の支援	46
4	施設のバリアフリー化の促進	47
5	家族支援の推進	47
	(1) 障がいの受容に対する支援	47
	(2) 障がい児者の家族等交流促進	47
	(3) 障がい児者の短期入所等の推進	47
第6節	啓発・広報活動の促進	48
1	啓発・広報活動の推進	48
2	福祉教育等の推進	48
	(1) 体験学習の推進	48

(2) 福祉教育の推進	48
(3) 交流活動の推進	48
3 地域福祉活動の充実	48
(1) 市民活動の促進	48
(2) 障がい者団体の活動支援	48
(3) 推進体制の整備促進	49
(4) 公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進	49
4 心のバリアフリー化の推進	49
第7節 情報・コミュニケーションの支援	49
1 情報提供の充実	49
2 意思疎通支援体制の充実	49
第8節 交流・社会参加の支援	50
1 スポーツ・文化活動の振興	50
2 障がい者の地域活動への参加	50
第5章 計画の推進体制	51
第1節 計画の推進体制	52
第2節 各主体の役割	52
1 行政の役割	52
2 市民の役割	52
3 障がい者や家族等介護者の役割	52
4 地域の役割	52
5 企業の役割	53
6 関係機関の役割	53
7 障がい者団体の役割	53
8 ボランティア団体・NPOの役割	53
第3節 推進体制	54
1 推進体制の整備	54
2 進行管理	54
第4節 計画の見直し	54
第6章 資料編	55
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会設置要領	56
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会委員名簿	57
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程	58
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会策定経過	60
真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会策定経過	60
用語解説	61

「障がい者」の表記方法 障害者の「害」の字は、次の場合を除いてひらがな表記としています。

①法律、条例などの法令用語として使用する場合 例 障害者総合支援法 障害者雇用率

②固有名詞として使用する場合 例 真岡市障害者福祉作業所 芳賀地区障害児者相談支援センター

◆用語解説 ※印のあるものは用語解説に解説のあるものです。

第1章

計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

障がい者を取り巻く状況は、少子高齢化の進行など社会情勢が変化する中、障害者の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がい者の家族についても高齢化が進むとともに、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴って、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況についても大きく変化してきています。

平成18年に施行された「障害者自立支援法」では、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みが創設されました。平成23年7月には「障害者基本法」(※)が改正され、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)(※)を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。平成24年6月には「障害者虐待防止法」と「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が成立し、平成25年4月に「障害者自立支援法」が名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)(※)に改められ、障害者の範囲に難病が入る等の改正が行われ、また6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立しました。

この間、真岡市においては、平成19年3月に「真岡市障害者計画」を策定し、また平成21年3月には旧二宮町と合併し、新しい真岡市として障がい者施策を推進してきました。

本計画は平成26年度で終了するため、新たに第2期障害者計画を策定します。

2 計画の対象

本計画では、障害者基本法第2条に基づき、身体障がい、知的障がい(※)、精神障がいその他の心身の機能の障害や難病のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップのある人を対象とします。

3 計画の性格等

(1) 計画の性格

この計画は、本市の障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

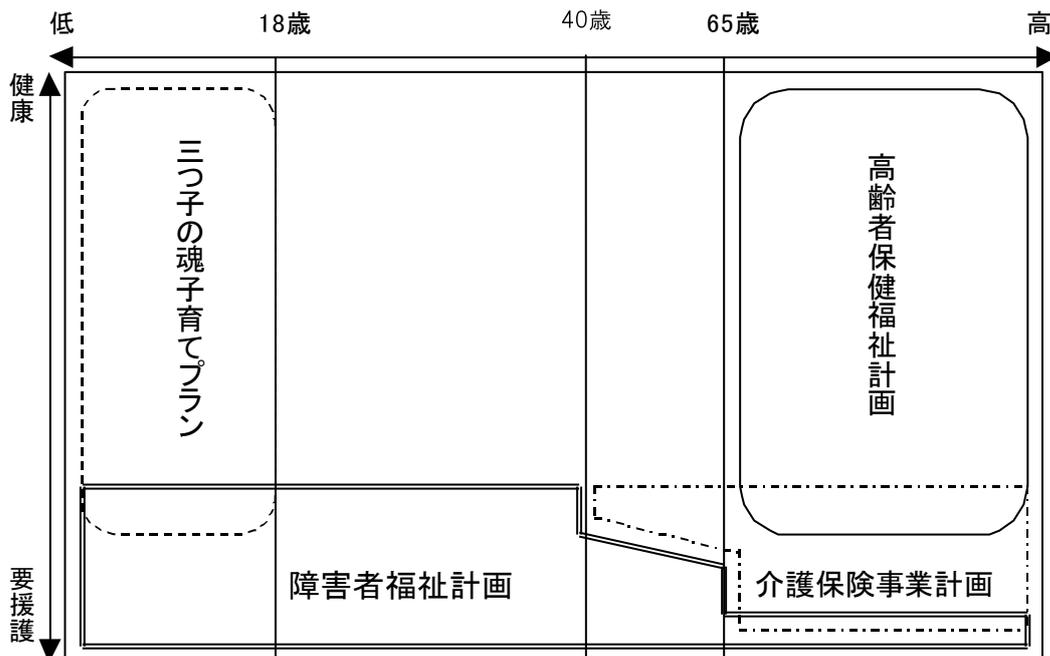
(2) 計画の法的位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」に相当するものです。

(3) 他の計画との整合性

本計画は、第11次市勢発展長期計画の個別分野として上位計画との整合性を図りながら、障がい者を含めた総合的な保健福祉の指針として策定します。

保健福祉計画の図解

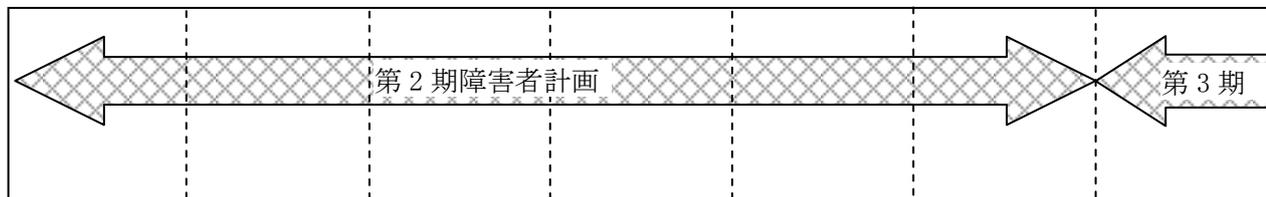


※介護保険制度と障害者施策との適用関係については、障害者についても、40歳以上の者は、原則として介護保険の被保険者となる。

4 計画の期間

平成27年度から平成32年度までの6か年とします。

平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度



5 計画策定の体制

(1) 基本的考え方

本計画の策定にあたっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障がい者その他の関係者の意見を聴かなければならない（障害者基本法 第11条第6項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会」を設置し検討を行いました。

(2) 計画策定の周知

本計画の策定に際して、障がい者を対象とした実態調査（アンケート調査）を実施するとともに、市民の意見を反映させるため、計画の趣旨・内容等を、ホームページに掲載し十分周知を図りながら、パブリックコメント（※）を実施しました。

第2章

障がい者の現状と課題

第 1 節 障がい者の現状

1 人口推移

平成 26 年の真岡市の総人口及び世帯数を平成 21 年度と比較すると、総人口は 80,698 人で 2,299 人の減少となっています。

世帯数は 69 世帯の増加となっております。核家族化、アパートなどの単身世帯の増加が要因と考えられます。

人口の推移（各年 4 月 1 日現在）

（単位：人・世帯）

区 分	平成 21 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	82,997	80,929	80,698
男	42,004	40,595	40,495
女	40,993	40,334	40,203
世帯数	27,961	27,777	28,030
平均世帯人数	2.97	2.91	2.87

（資料）毎月人口統計調査

2 身体障がい者の現状

本市の年齢別身体障害者手帳（※）所持者数の推移をみると、平成26年4月1日現在では、平成21年に比べ増加傾向を示し、対人口比は3.5%、高齢化率（※）は66.6%となっています。

障がい種別別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体的には肢体不自由の占める割合が多くなっていますが、1級の重度障がい者は内部障がいが多く、6級の軽度障がい者は聴覚・平衡が多くなっています。

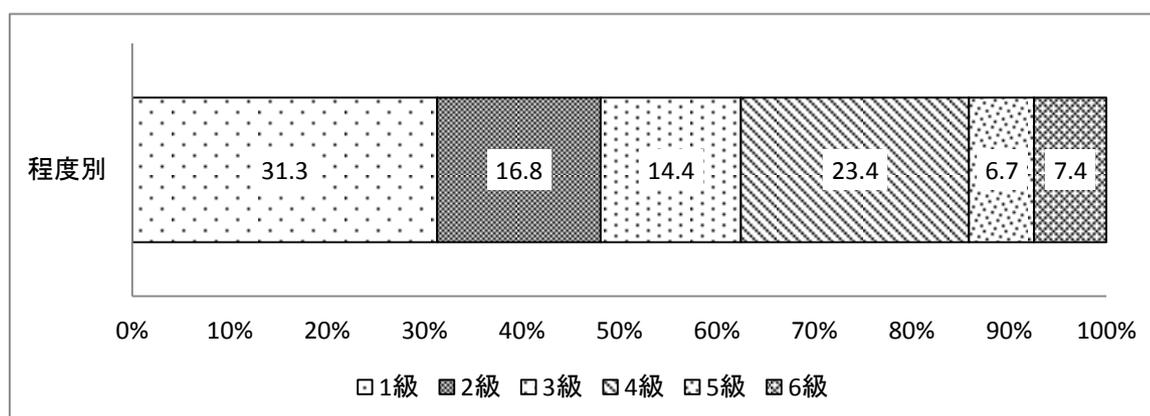
障がい等級別身体障害者手帳所持者数の状況をみると、1級が31.3%、4級が23.4%、2級が16.8%と程度の重い障がい者が多くなっています。

年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人・%）

区分	平成21年	平成25年	平成26年
18歳未満	59	53	50
18歳～64歳	935	912	897
65歳以上	1,653	1,809	1,888
合計	2,647	2,774	2,835
総人口	82,997	80,929	80,698
対人口比	3.2	3.4	3.5
高齢化率	62.4	65.2	66.6

（資料）身体障害者手帳統計資料

障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）



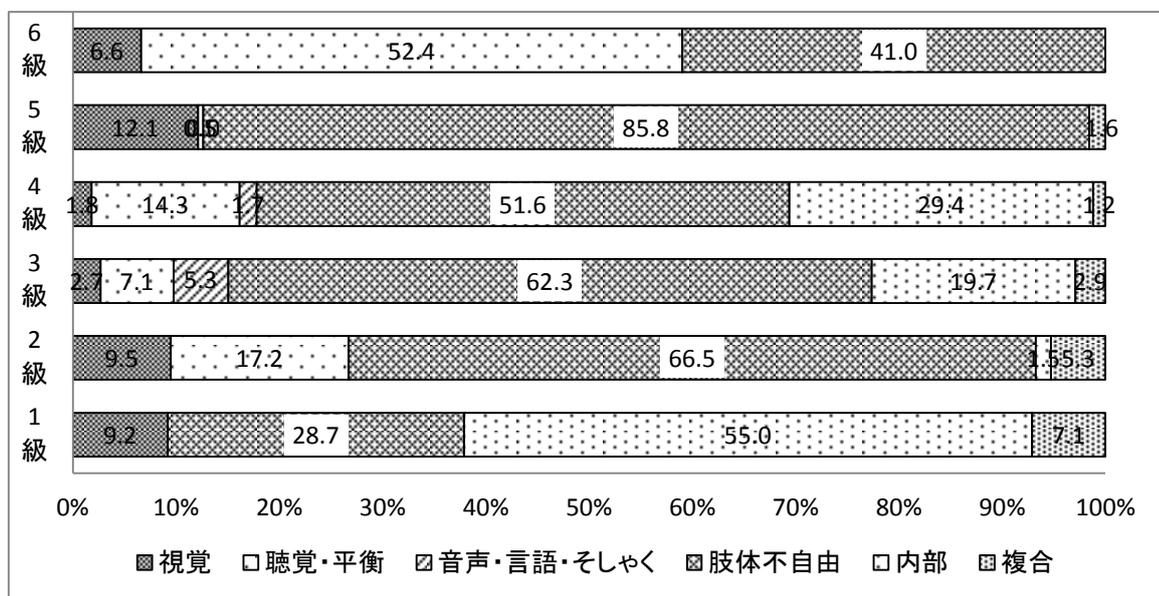
障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移（各年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	平成 21 年	平成 25 年	平成 26 年
視 覚	167	182	187
聴 覚 ・ 平 衡	296	305	317
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く	38	35	33
肢 体 不 自 由	1,349	1,394	1,417
内 部	671	740	770
複 合	126	118	111
合 計	2,647	2,774	2,835

（資料）身体障害者手帳交付者台帳

障がい等級・障がい種類別身体障害者手帳所持者の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）



3 知的障がい者の現状

年齢別療育手帳（※）所持者数の推移をみると、平成26年4月1日現在では、平成21年に比べ増加傾向を示しており、18歳から64歳が全体の66.7%を占めています。対人口比は0.8%となっています。

程度別療育手帳所持者数の状況をみるとB1(中度)が36.1%、B2(軽度)が25.3%となっています。

年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人・%）

区分	平成21年	平成25年	平成26年
18歳未満	119	154	167
18歳～64歳	359	422	432
65歳以上	40	44	49
合計	518	620	648
総人口	82,997	80,929	80,698
対人口比	0.6	0.8	0.8
高齢化率	7.7	7.1	7.6

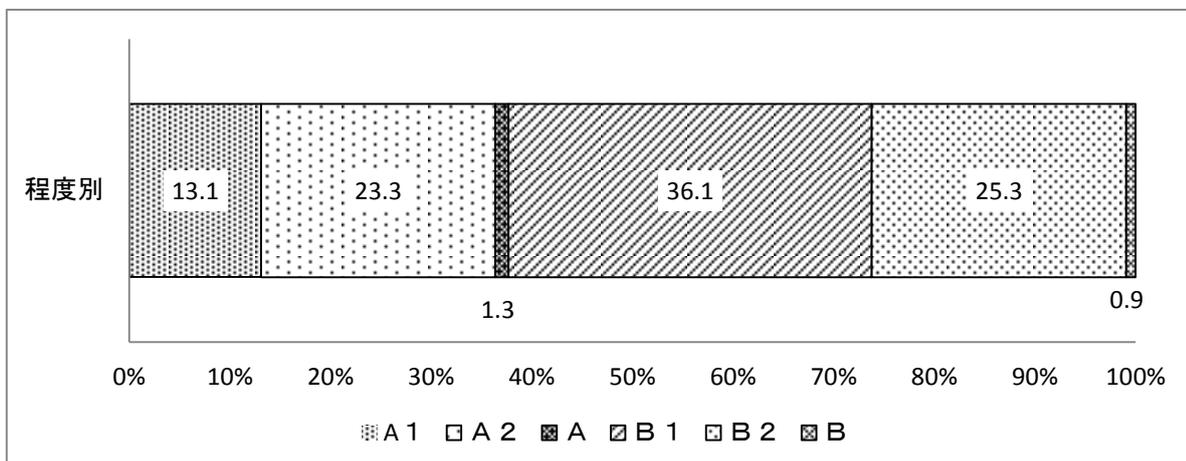
（資料）療育手帳交付者台帳

程度別・年齢別療育手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）（単位：人）

区分	A1 (最重度)	A2 (重度)	A	B1 (中度)	B2 (軽度)	B	合計
18歳未満	21	21	0	60	65	0	167
18歳～64歳	63	109	4	156	97	3	432
65歳以上	1	21	4	18	2	3	49
合計	85	151	8	164	164	6	648

（資料）療育手帳交付者台帳

程度別療育手帳所持者の状況（平成26年4月1日現在）



4 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳（※）所持者数・自立支援医療費公費負担者数等の推移をみると、平成26年4月1日現在では、平成21年に比べ増加傾向を示し、対人口比は1.3%を占めています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、2級の占める割合が多く、次いで3級、1級となっています。

疾病別自立支援医療費公費負担数の推移をみると、平成26年は597人であり平成21年と比較して174人増加しています。

社会情勢の急激な変化によるストレスなどから、心の健康に問題を持つ人が増えていること等の要因が考えられます。

精神障害者保健福祉手帳所持者・医療費公費負担者等の推移（各年4月1日現在）（単位：人・%）

区分	平成21年	平成25年	平成26年
手帳所持者	164	264	254
自立支援医療費負担者	423	563	597
任意入院または医療保護入院者	170	192	197
合計	757	1,019	1,048
総人口	82,997	80,929	80,698
対人口比	0.9	1.3	1.3

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

区分	平成21年	平成25年	平成26年
1級	24	47	46
2級	83	148	143
3級	57	69	65
合計	164	264	254

疾病別医療費公費負担者数の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

病種	平成21年	平成25年	平成26年
統合失調症（※）	180	239	240
躁うつ病・うつ病	106	182	198
てんかん	62	59	67
認知症等の脳機能障がい	5	7	5
薬物関連障がい（依存症等）	5	5	4
その他	65	71	83
合計	423	563	597

5 難病患者の現状

特定疾患の難病対策の中で特定疾患調査研究対象疾患については118疾患あり、うち56疾患（国庫補助事業対象）と栃木県の単独事業対象の2疾患の合計58疾患が医療費の公費負担助成の対象となっています。

現在、市内で特定疾患医療受給者証の交付を受けているのは466人で、平成21年から比較すると130人の増加となっています。

特定疾患の対象が、一般特定疾患（旧：指定難病）と小児慢性特定疾患（旧：小児慢性特定疾病）となり、一般特定疾患は、現在の56疾患が平成27年1月から110疾患となり、平成27年度7月中には300疾患となる予定で、小児慢性特定疾患は、現在の514疾患から平成27年1月から705疾患となる予定です。

特定疾患医療受給者証交付者の推移（各年4月1日現在） （単位：人・%）

区分	平成21年	平成25年	平成26年
一般特定疾患	277	369	392
小児慢性特定疾患	59	82	74
患者数合計	336	451	466
総人口	82,997	80,929	80,698
対人口比	0.4	0.6	0.6

6 発達障がい者の現状

発達障害者支援法において「発達障害」とは、「自閉症（※）、アスペルガー症候群（※）その他の広汎性発達障害（※）、学習障害、注意欠陥多動性障害（※）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また「発達障害者」とは、「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」と、「発達障害児」とは、「発達障害者のうち18歳未満のもの」とされています。医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、発達障がいのある方の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

《参考》特別支援学級に在籍児童生徒数（平成26年4月1日現在）

小学校児童数4,552人 中学校生徒数 2,283人

	小学校	中学校	計
知的	49	34	83
自閉・情緒	63	15	78
計	112	49	

（児童数・生徒数に対する割合） 2.46% 2.14%

注1 知的学級と自閉・情緒学級は、児童生徒の特性が異なるので別学級

注2 診断等がでていても保護者が希望しない場合は、普通学級に在籍している児童生徒もいる。

第2節 計画策定に伴う意向調査

1 意向調査概要

障がい者に共通の自立支援のための各種福祉サービスについて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）において、目標量を定める実施計画として障害福祉計画を策定することとなっています。

策定に際しては、障がい者が一般社会の中で障がいのない人とともに生き、普通の生活を送ることができるような社会を目指す「ノーマライゼーション」（※）の理念の下、障がい者にとって住みやすい社会、ひいては、すべての人にとって住みやすい社会をつくっていくことが求められています。こうしたことから、障がい者に関する課題を抽出することを目的として意向調査を行いました。

調査対象者、調査方法

区 分	身体・知的障がい者、難病患者	精神障がい者
対象者	身体障害者手帳・療育手帳所持者・特定疾患者	自立支援医療費公費負担申請者及び精神障害者保健福祉手帳所持者
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
配布数	2,859 件	370 件
回収数	1,457 件	139 件
回収率	50.9%	37.5%

2 意向調査結果（意向調査報告書より抜粋）

（1）身体障がい者・知的障がい者

①家にいるときの主な介助者について

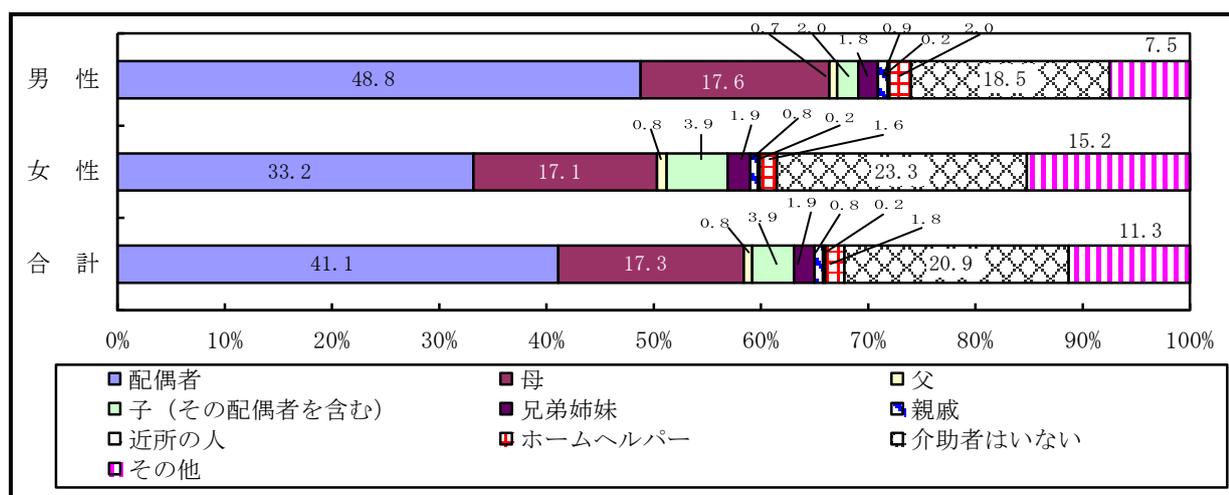
家にいるときの主な介助者は、合計で見ると「配偶者」と回答した方が41.1%（360人）と4割を占めており、次いで「母」が17.3%（74人）、「子（その配偶者を含む）」が3.9%（34人）となっています。一方「介助者はいない」と回答した方は20.9%（183人）となっています。

主な介助者【男女別】

（単位：%）

	配偶者	母	父	子 (その配偶者 を含む)	兄弟姉妹	親戚	近所の人	ホーム ヘルパー	介助者は いない	その 他
男性	48.8	17.6	0.7	2	1.8	0.9	0.2	2	18.5	7.5
女性	33.2	17.1	0.9	5.7	2.1	0.7	0.2	1.6	23.3	15.2
合計	41.1	17.3	0.8	3.9	1.9	0.8	0.2	1.8	20.9	11.3

主な介助者【男女別】



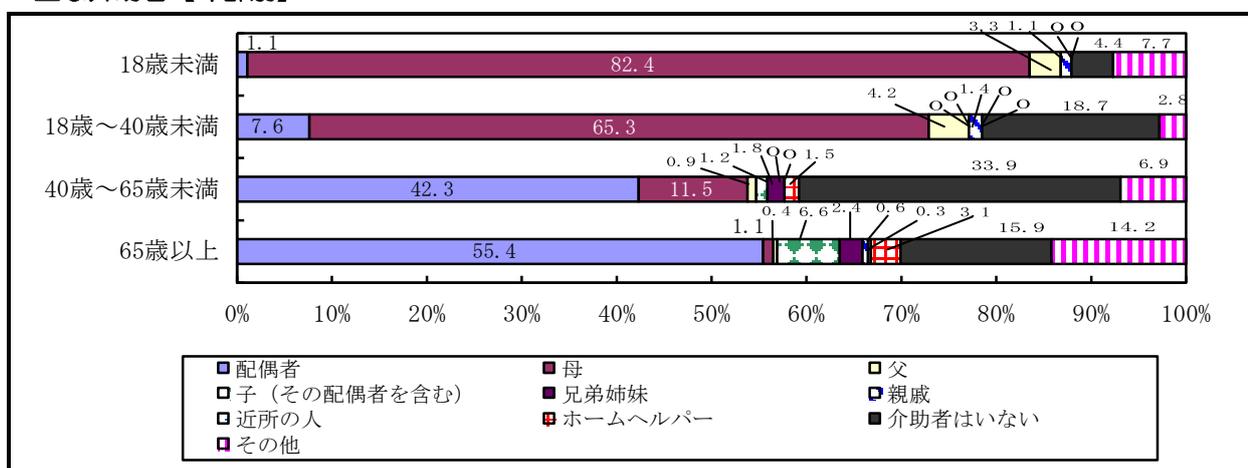
家にいるときの主な介助者を年齢別にみると、「18歳未満」、「18～40歳未満」では「母」と回答した方がそれぞれ82.4%（75人）、65.3%（94人）と最も多く、「40～65歳未満」、「65歳以上」では「配偶者」がそれぞれ42.3%（140人）、55.4%（387人）と回答しています。

主な介助者【年齢別】

(単位：%)

	配偶者	母	父	子(その配偶者を含む)	兄弟姉妹	親戚	近所の人	ホームヘルパー	介助者はいない	その他
18歳未満	1.1	82.4	3.3	0	0	1.1	0	0	4.4	7.7
18歳～40歳未満	7.6	65.3	4.2	0	0	1.4	0	0	18.7	2.8
40歳～65歳未満	42.3	11.5	0.9	1.2	1.8	0	0	1.5	33.9	6.9
65歳以上	55.4	1.1	0.4	6.6	2.4	0.6	0.3	3.1	15.9	14.2

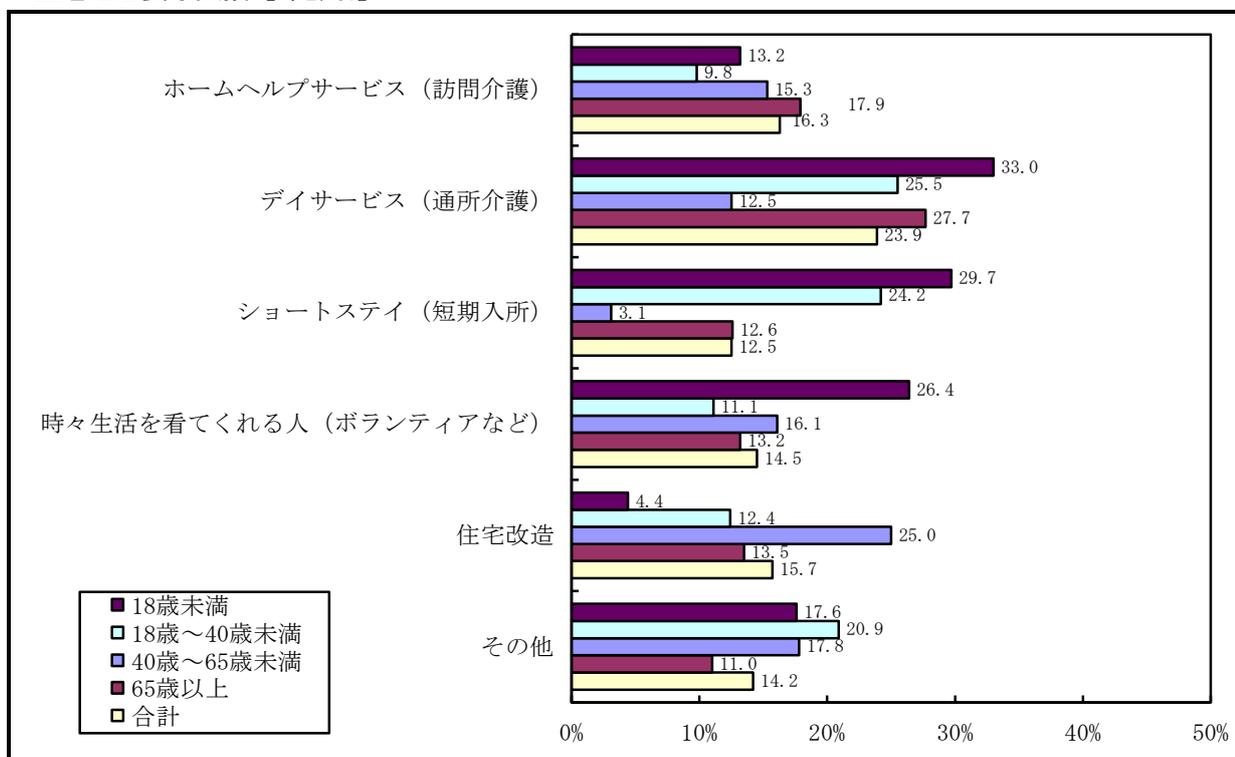
主な介助者【年齢別】



②生活に必要な支援について

必要な支援は、年齢別で見ると「18歳未満」では「デイサービス（通所介護）」が33.0%（30人）、「18歳～40歳未満」では「デイサービス（通所介護）」が25.5%（39人）、「40～65歳未満」では「住宅改造」が25.0%（90人）、「65歳以上」では「デイサービス（通所介護）」が27.7%（225人）となっています。

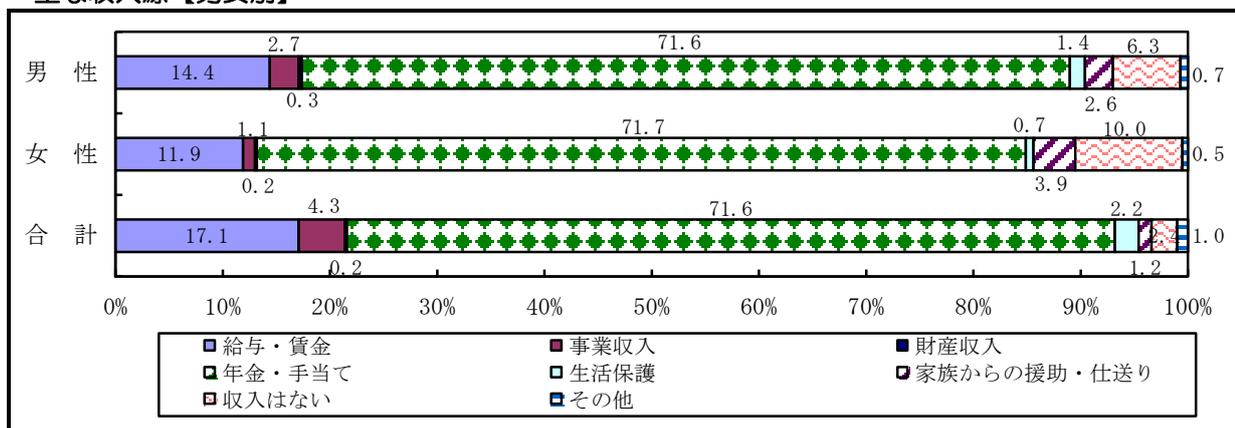
生活に必要な支援【年齢別】



③主な収入源について

主な収入源は、合計で見ると、「年金・手当て」と回答した方が71.6%（611人）と特に多くなっています。次いで「給与・賃金」が14.4%（123人）となっています。一方「収入はない」と回答した方は6.3%（54人）となっています。男女別では「給与・賃金」と回答した方が男性では17.1%（71人）、女性では11.9%（52人）となっています。

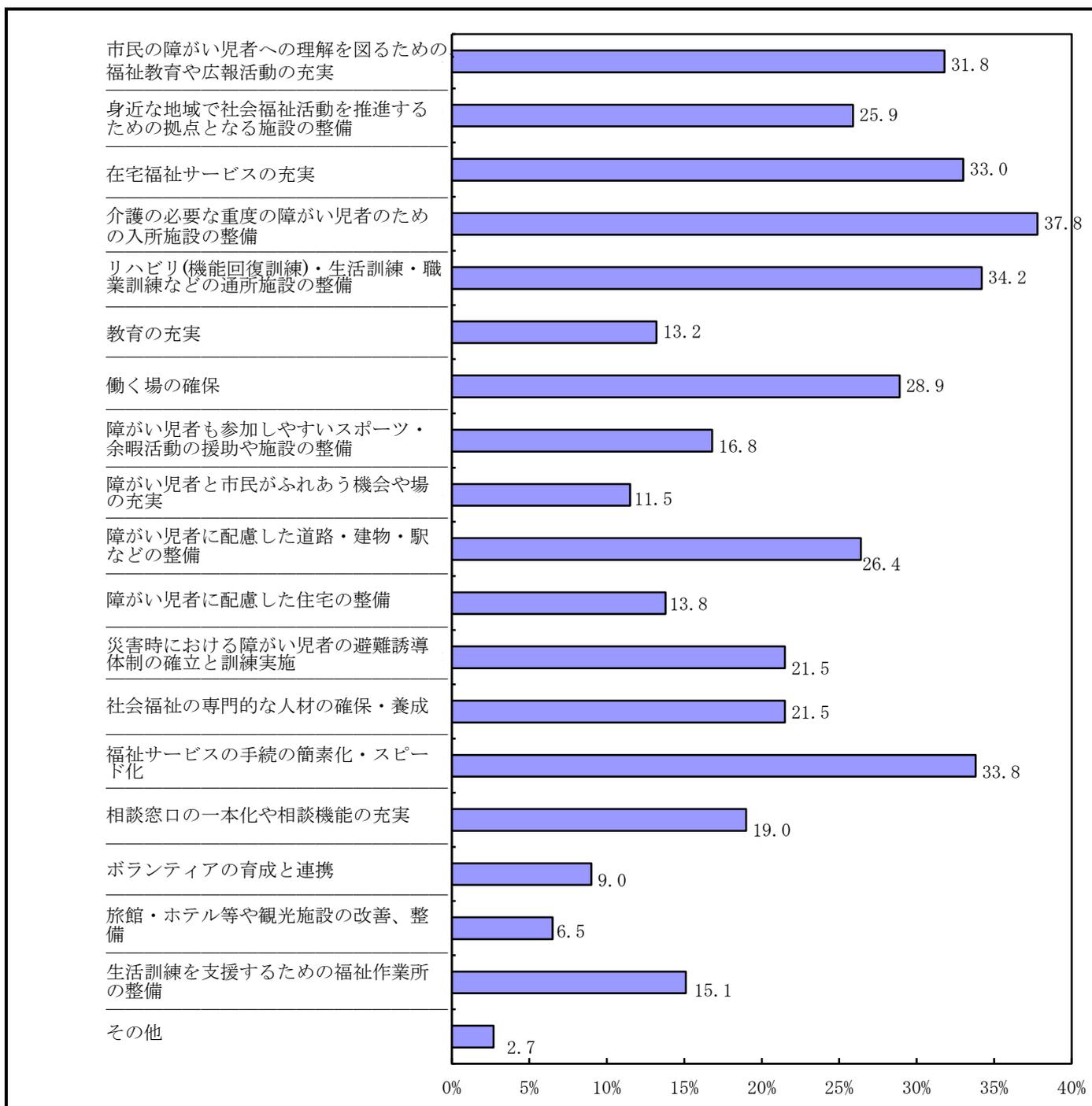
主な収入源【男女別】



④今後の真岡市に重要なことについて

今後の真岡市に重要なことについて上位 5 項目は「介護の必要な重度の障がい児者のための入所施設の整備」が 37.8% (551 人)、「リハビリ (機能回復訓練)・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」が 34.2% (498 人)、「福祉サービスの手続の簡素化・スピード化」が 33.8% (492 人)、「在宅福祉サービスの充実」が 33.0% (481 人)、「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が 31.8% (463 人) となっています。

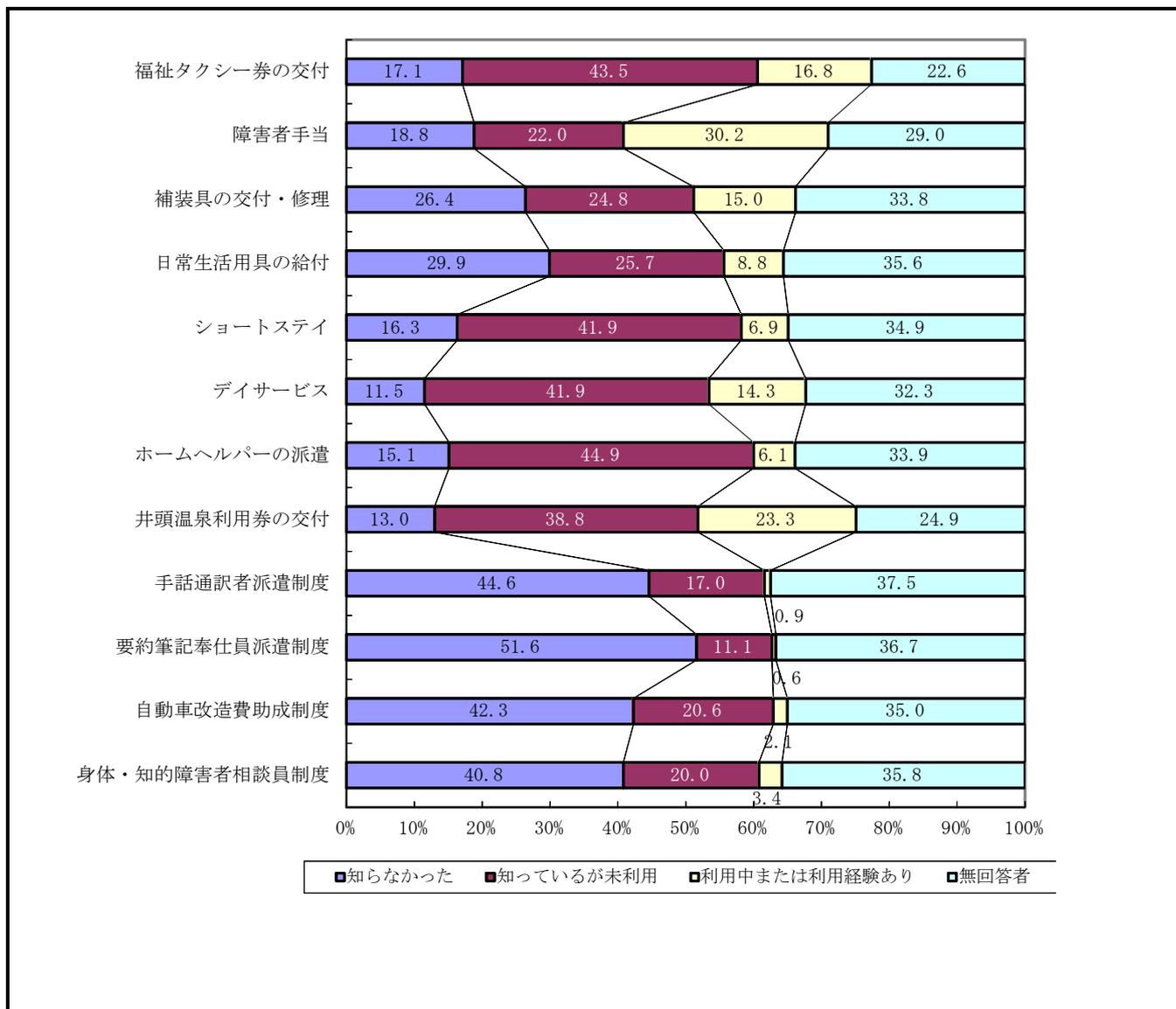
今後の真岡市に重要なこと



⑤福祉事業やサービスの認知度と利用希望について

福祉事業やサービスの認知度については、「知らなかった」と回答した方の多い順に「要約筆記奉仕員派遣制度」、「手話通訳者派遣制度」、「自動車改造費助成制度」、「身体・知的障害者相談員（※）制度」が40%以上となっています。

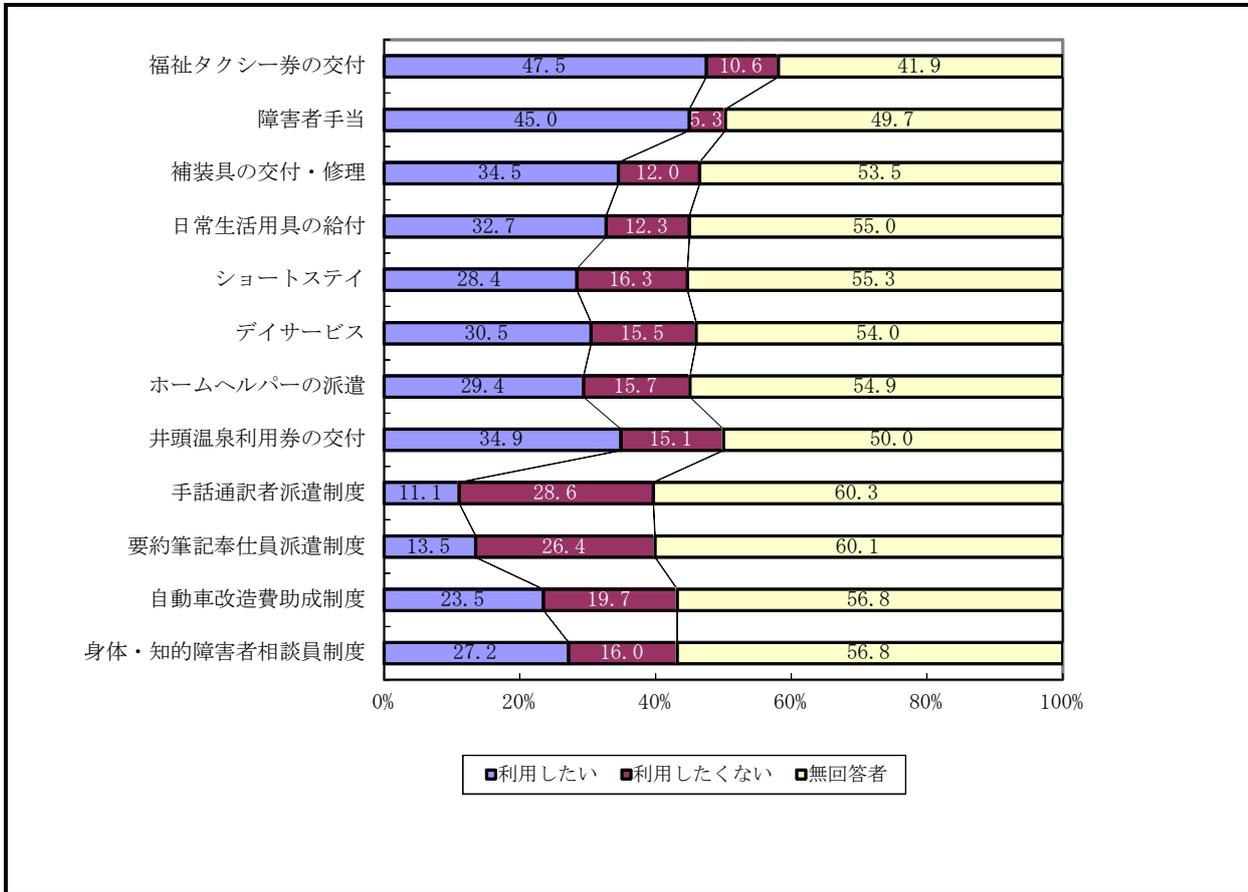
福祉事業やサービスの認知度



※無作為抽出によるアンケート調査であるため、障がいの種別・等級によって利用できないサービス、または利用する必要がないサービス等についても、ご回答をいただいております。

福祉事業やサービスの利用希望については、利用意向の多い順に「福祉タクシー券(※)の交付」、「障害者手当」が40%以上となっており、次いで「井頭温泉利用券の交付」、「補装具の交付・修理」、「日常生活用具の給付」、「デイサービス」、「ホームヘルパーの派遣」、「ショートステイ」、「身体・知的障害者相談員制度」が20%以上となっています。

福祉事業やサービスの利用希望



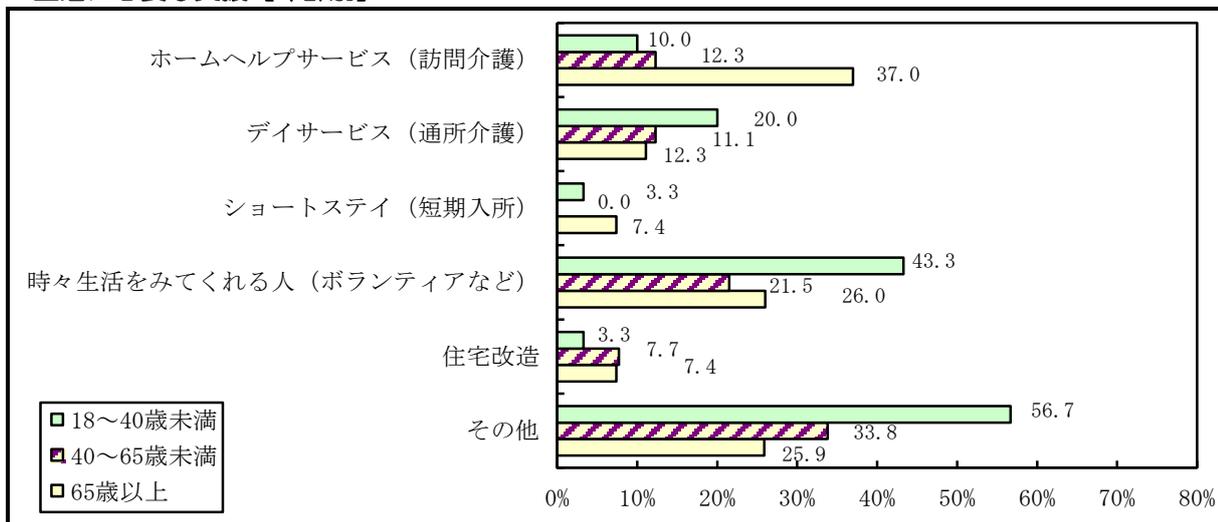
※無作為抽出によるアンケート調査であるため、障がいの種別・等級によって利用できないサービス、または利用する必要がないサービス等についても、ご回答をいただいております。

(2) 精神障がい者

①生活に必要な支援について

生活に必要な支援について年齢別に最も多かった回答をみると「18～40歳」、「40～65歳未満」では「時々生活を見てくれる人（ボランティアなど）」で43.3%（13人）、21.5%（14人）、「65歳以上」では「ホームヘルプサービス（訪問介護）」が37.0%（10人）となっています。

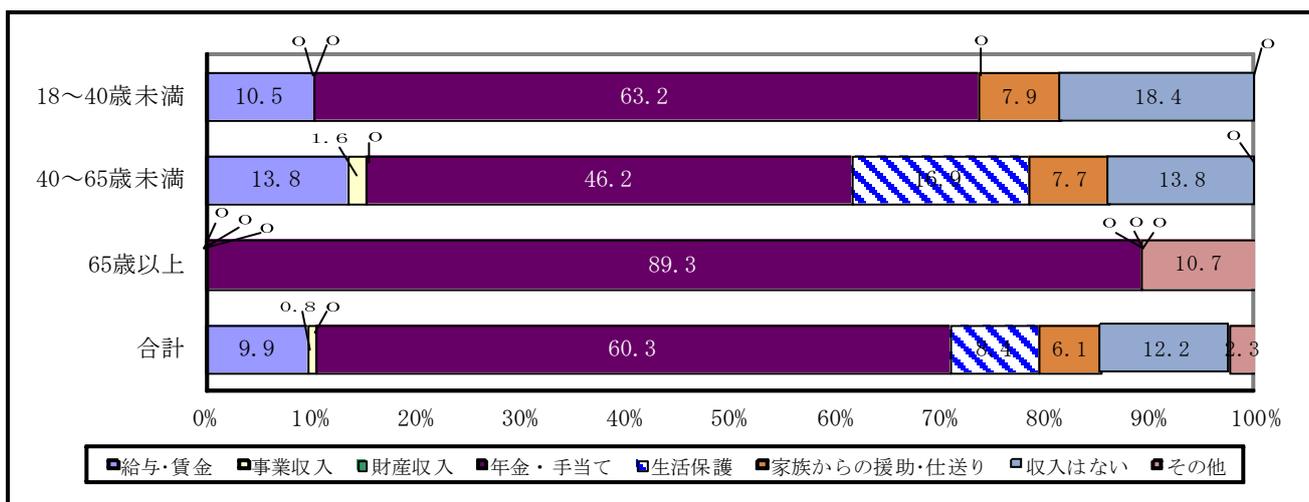
生活に必要な支援【年齢別】



②主な収入源について

主な収入源について年齢別にみると、全体では「年金・手当て」が最も多く「18～40歳未満」では63.2%（24人）、「40～65歳未満」では46.2%（30人）、「65歳以上」では89.3%（25人）となっています。

主な収入源【年齢別】

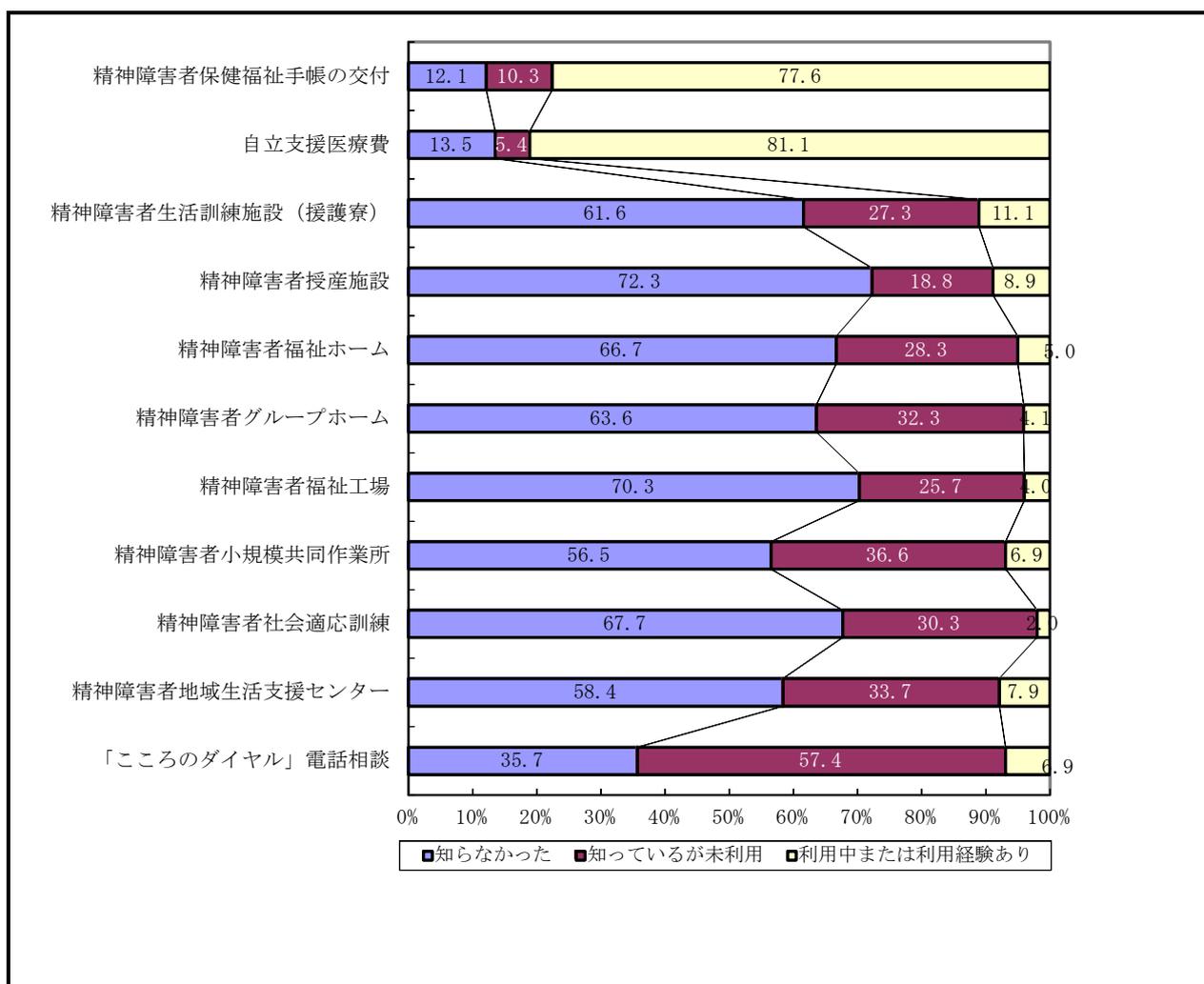


③福祉事業やサービスの認知度と利用希望について

福祉事業やサービスの認知度については、「利用中または利用経験あり」で最も高い割合を占めているのは「精神障害者保健福祉手帳の交付」、「自立支援医療費」が70%以上の利用となっています。

また、50%以上の方が「知らなかった」と回答した項目については、多い順に「精神障害者授産施設」、「精神障害者福祉工場」、「精神障害者社会適応訓練」、「精神障害者福祉ホーム」、「精神障害者生活訓練施設（援護寮）」、「精神障害者地域生活支援センター」となっています。

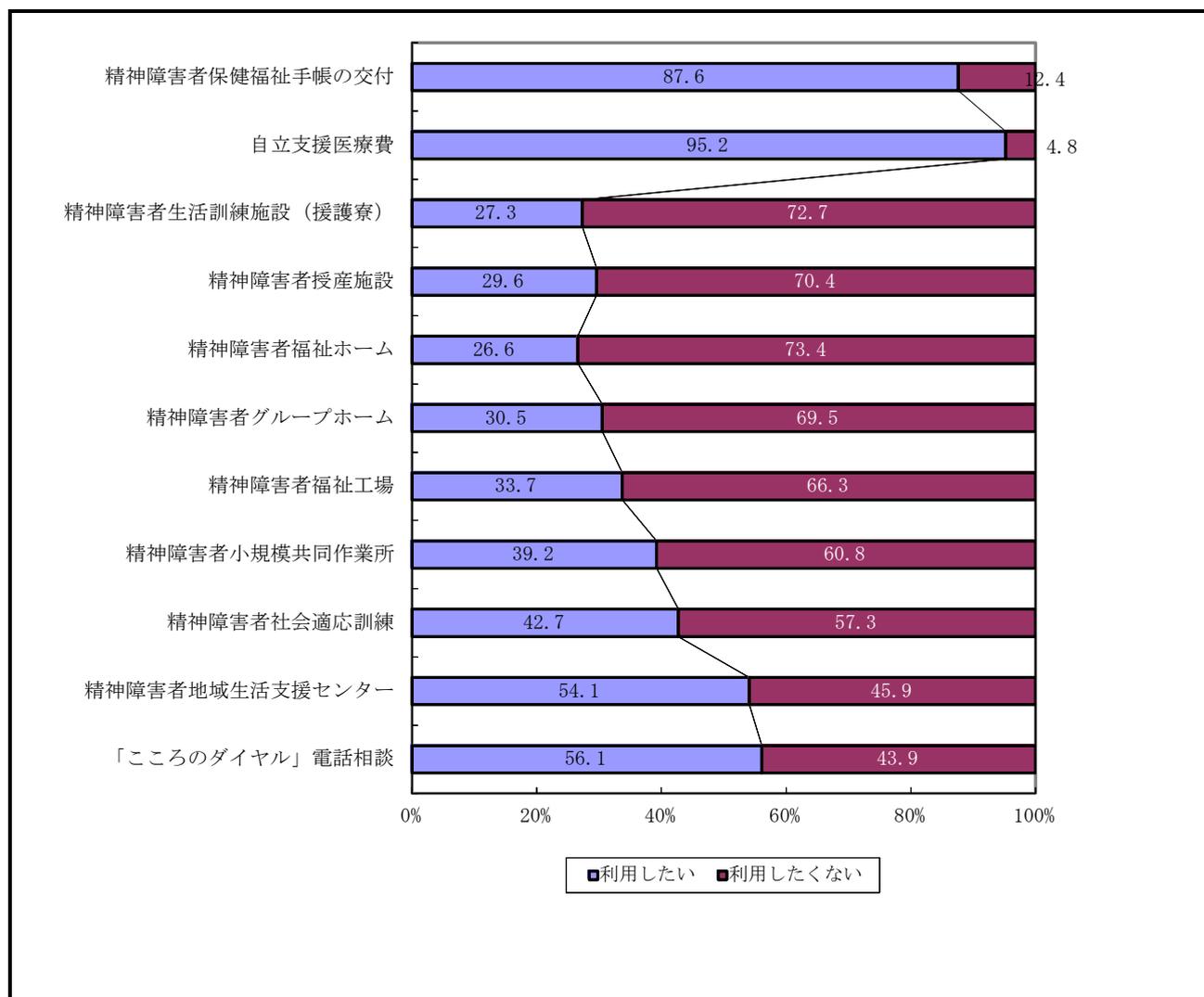
福祉事業やサービスの認知度



※無作為抽出によるアンケート調査であるため、利用する必要がないサービス等についても、ご回答をいただいております。

福祉事業やサービスの利用希望については、50%以上の方が今後利用したいと回答した項目について、割合の高い順に「自立支援医療費」、「精神障害者保健福祉手帳の交付」、「こころのダイヤル」電話相談、「精神障害者地域生活支援」でした。

福祉事業やサービスの利用希望

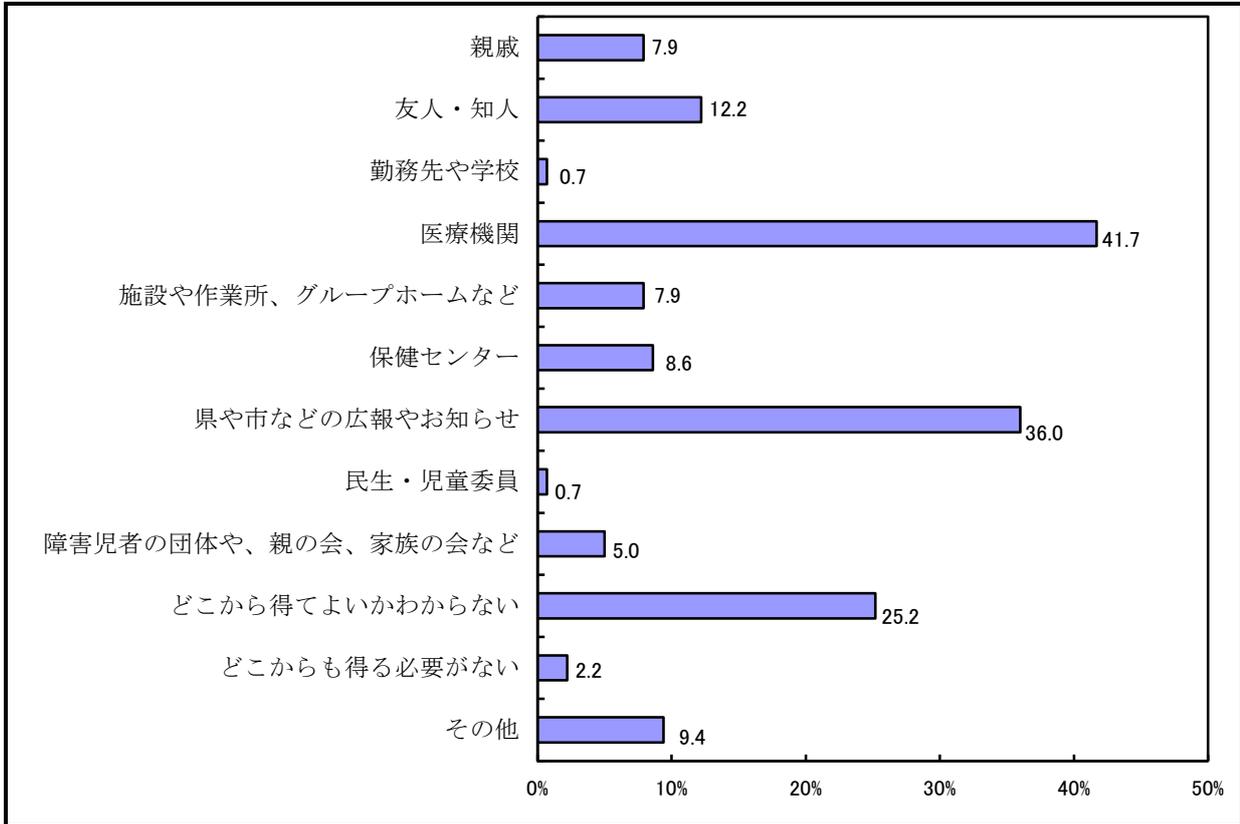


※無作為抽出によるアンケート調査であるため、利用する必要がないサービス等についても、ご回答をいただいております。

④福祉に関する情報入手について

福祉に関する情報入手については、「医療機関」41.7%（58人）、「県や市などの広報やお知らせ」36.0%（50人）、「友人・知人」12.2%（17人）となっていますが、一方で、「どこから得てよいかわからない」という回答も25.2%（35人）見られます。

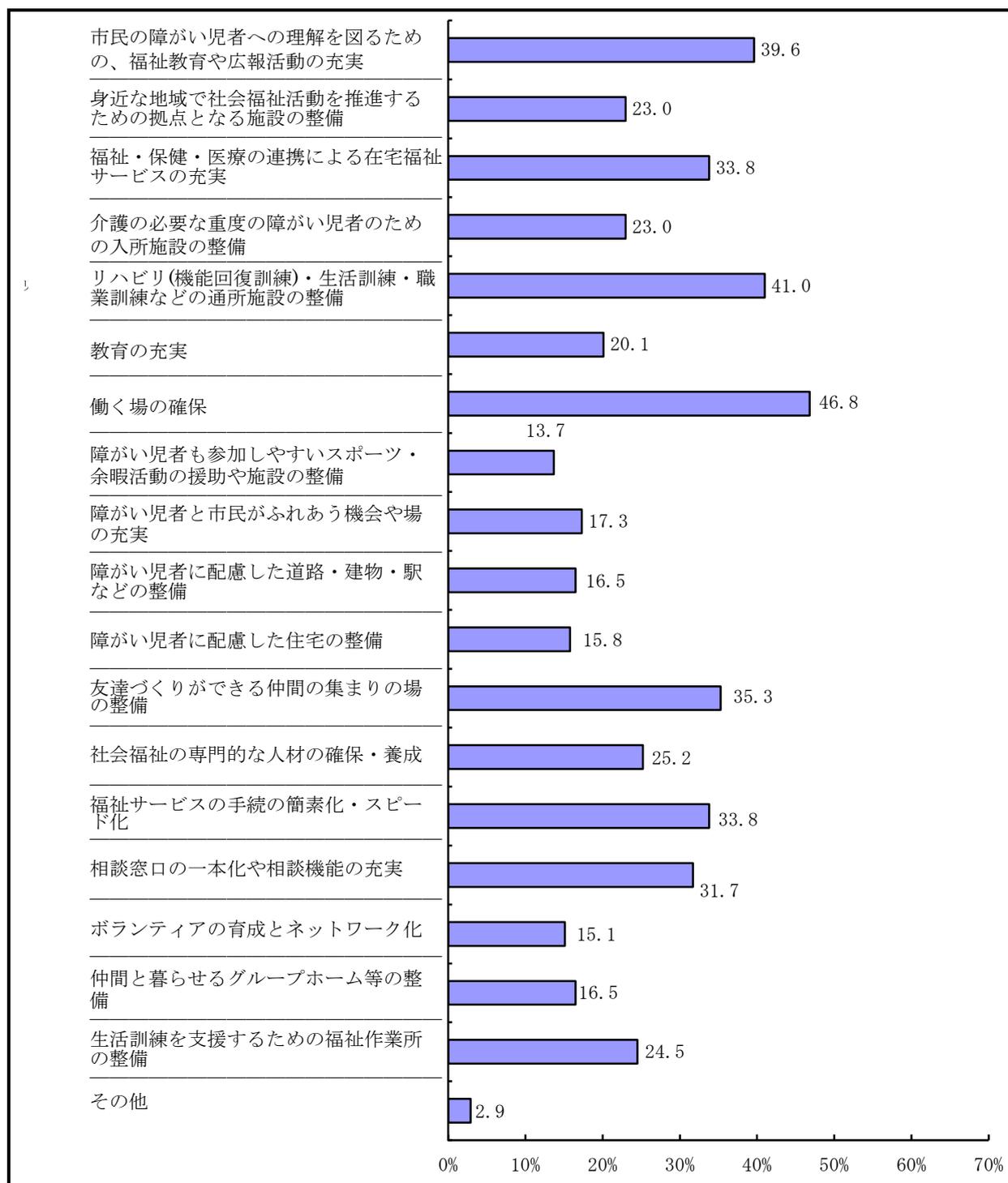
福祉に関する情報入手



⑤今後の真岡市に重要なことについて

障がい者の住みよいまちづくりについて40%以上の方から回答があった項目は、「働く場の確保」46.8%（65人）、「リハビリ（機能回復訓練）・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」41.0%（57人）となっています。次いで回答が多かった項目は、「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」39.6%（55人）、「友達づくりができる仲間の集まりの場の整備」35.3%（49人）となっています。

今後の真岡市に重要なこと



第3節 障がい者を取り巻く課題

障がい者の現状と実態調査結果に基づき、施策の体系ごとに課題を抽出しました。

1 地域生活支援の課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活の安定や生活の質の向上を図る福祉サービスの充実が求められています。また、利用者がサービスを適切に組み合わせ利用していけるよう相談支援やケアマネジメント（※）が重要となっています。

福祉サービスの充実を図るため、総合的な相談支援体制を整備し、一人一人のニーズや課題にきめ細かく対応しながら、必要に応じた適切な障がい福祉サービスを提供する体制の充実が重要となっています。

また、障がい者の不利益を回避するための体制づくりと、介護者への支援事業の充実が必要となります。

2 生活環境の課題

すべての人が安心して生活できるよう、ひとにやさしい住環境の整備や道路・歩道・公園等の整備が必要となっています。特に、多くの人が集まる公共施設については、誰もが使いやすいようにバリアフリー（※）を一層進めていくことが求められています。

歩道や駐車スペースの狭い箇所や公共施設、商業施設において、障がい者向けスペースの確保や歩道、施設内の段差解消、車椅子用トイレの設置など、障がい者の活動を支援する基盤整備を進める必要があります。

さらに、障がい者は、情報の入手や自力での避難が困難なため、災害時における支援体制の充実を図る必要があります。

3 保健・医療体制の課題

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、障がいを早期に発見し、早期治療や療育が受けられるよう、適切な保健・福祉サービスの提供が必要となっています。

特に知的障がい児や発達障がい児には、成長に応じて必要となる相談支援機関や福祉施設、教育機関の利用にあたりきめ細やかな支援が必要です。

また、全国的に障がいの重度化・重複化傾向が見られること、また高齢化が進んでいることなどに伴う課題への対応も重要となってきます。さらに、障がい者が施設から地域へと移行するためには、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携など、包括的な地域リハビリテーション体制の整備や充実が大きな課題となってきます。

4 雇用・就労の課題

障がい者の一般就労にあたっては、企業への障がい者理解を促進し、障がい者雇用に対する社会的責任について啓発に努めることが必要です。また、障害者雇用促進法が改正され、平成 28 年 4 月から障がい者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務が定められ、苦情処理や紛争解決援助に努めることとともに、法定雇用率（※）の算定基礎に精神障がい者を加える見直しが行われます。

障がい者の就労及び雇用については、障がい者自身が就労意欲と能力に応じた職業生活の選択が行える支援体制の充実を図ることが課題となっています。

5 療育・教育体制の課題

障がいのある児童生徒一人一人が持つ能力と可能性を最大限に伸ばしていくために、また、将来社会的に自立した生活を送れるようになるためには、適切な療育・教育が必要となります。

障がい児教育については、障がい児の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことが必要となってきています。

6 啓発・広報活動の課題

地域で生活するすべての人が、「共生のまちづくり」と「完全参加と平等（※）」を市民共通の認識として、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりを進めていくことが必要です。そのためには、市民参加による地域福祉に取り組んでいくことが重要となります。

障がい者が地域で生活をするうえで直面することには、情報の壁、心の壁があり、障がいへの理解、心のバリアフリー（※）に向けた施策を推進していくことが必要です。

7 情報・コミュニケーションの課題

障がい者が地域で生活するためには、福祉サービスをはじめ、様々な情報を入手することが必要です。障がいの特性に配慮した「情報バリアフリー」にも留意しながらきめ細かな情報提供が課題となっています。

また、障がい者に対する意思疎通支援として、手話や要約筆記（※）等に対応できる人材育成に取り組み、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

8 交流・社会参加の課題

障がい者一人一人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいを持つことは重要です。そのためには、移動手段の確保が重要な課題となっています。

スポーツや文化活動については、障がいの特性に応じて適切なスポーツ活動が行えるようスポーツ指導者を確保すること、また、レクリエーションや文化活動に参加する機会を確保することが必要となっています。

第3章

計画の概要

第1節 計画の概要

1 計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

①障害者計画の基本理念

障がいのある人もない人も、同様に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」とライフステージ（※）のすべての段階において全人間的復権（※）を目指す「リハビリテーション」の理念のもと、障がい者の社会活動への参加と地域における障がい者の自立を支援することで、「完全参加と平等」の実現に向けたまちづくりを推進します。

②計画の主要テーマ

障がいの有無にかかわらず、全ての人自分らしさを追及した人生を送れるように、障がい者の自己決定・自己選択を基本とした自己実現の支援に市民と行政が一体となって取り組むことが、市民一人一人の人権が尊重され平等で差別のないまちの実現につながることから、真岡市では本計画の主要テーマを次のとおり定めます。

すべての人がともに生きる
やさしさのあるまちづくり

(2) 施策の基本目標

計画の主要テーマである「すべての人がともに生きる やさしさのあるまちづくり」の実現に向けて、次の8つの基本目標を設定し、それぞれの施策に取り組んでいきます。

① 地域生活支援の充実 【第4章基本計画第1節】

障がい者が自分らしい生き方を選択し決定していくことが基本であり、障がい者が希望する生活を実現するための支援を行うことが必要です。

障がい者の多様な地域生活を支援していくためには、障がい者の主体性を尊重しながら、適切な支援を行う相談支援体制の確立とケアマネジメント体制の充実を図ることが必要であることから、これらを実現していくために生活支援施策の一層の充実に努めていきます。

② 生活環境の整備促進 【第4章基本計画第2節】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、住みやすい住宅の確保と自由にまちの中を移動できる環境整備が重要です。そのためには、住宅や各種施設等の段差の解消をはじめとする、バリアフリーを促進し、市民すべてが快適な生活が送れるまちとなる必要があります。また、災害時の安否確認システムや日常の防犯活動など、安心して暮らせる生活環境づくりに取り組んでいきます。

③ 保健・医療体制の充実 【第4章基本計画第3節】

障がい者が疾病や障がいを軽減し、健康管理をすることは、自分らしく生活する上で重要なことです。また、どの時期に障がいをもっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や指導、情報提供等のサービスが求められています。そのためには、障がい者のライフステージに応じた保健・医療を提供するため、関係機関が一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療および福祉の総合的なシステムの整備に取り組んでいきます。

④ 雇用・就労の支援 【第4章基本計画第4節】

障がい者にとって働くことは、労働の対価として賃金を得るとともに、就労を通じた自己実現の場としての重要な意義を持っています。このため、障がい者の働く意欲を尊重し、自立のための経済的基盤の確立を図るため、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めあらゆる機会を通じた職域の拡大と多様な形態の就労の場への働きかけに努めていきます。

⑤ 療育・教育体制の充実 【第4章基本計画第5節】

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていけるよう、一人一人の個性を尊重し、それぞれのニーズを的確に把握するとともに、一人一人の可能性を最大限に伸ばすことができる療育・教育の充実を図ります。

また、障がい者の児童・生徒やその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、一人一人の状況に応じた教育環境づくりに努めます。

⑥ 啓発・広報活動の促進 【第4章基本計画第6節】

障がい者はもとより、すべての人が住みよい平等な社会づくりをめざしていくために、障がいについての正しい知識を広め、障がい者に対する理解を深めていくことが必要です。そのための福祉教育やさまざまな機会における啓発・広報活動の充実を努めていきます。年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすく参加しやすい環境づくりをめざすとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促し、支え合えるまちづくりを推進します。

⑦ 情報・コミュニケーションの支援 【第4章基本計画第7節】

聴覚障がい者や視覚障がい者に対するコミュニケーション手段を確保し、障がいのある人の社会活動や自立を促進することが重要であることから、障がい者の程度に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保に努めます。

⑧ 交流・社会参加の支援 【第4章基本計画第8節】

障がい者が生きがいのある充実した生活を送る上で、自立と社会参加は重要な課題です。障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加でき、人や社会との交流の中で人生をより豊かなものにしていくことが望まれます。そのために、スポーツ、レクリエーション、文化活動等障がい者の主体的な生き方の支援に努めていきます。

(3) 施策の体系

【主要テーマ】	【基本目標】	【施策の展開】
すべての人がともに生きるやさしさのあるまちづくり	① 地域生活支援の充実 【第4章基本計画第1節】	1. 障がい者の自己選択・自己決定による支援 2. 福祉サービス等の充実 3. 各種手当制度の充実 4. 自立支援給付の充実 5. 地域生活支援事業の充実
	② 生活環境の整備促進 【第4章基本計画第2節】	1. バリアフリー化の推進 2. 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリーの推進 3. 安全な交通の確保 4. 防災、緊急時、防犯対策の充実
	③ 保健・医療体制の充実 【第4章基本計画第3節】	1. 障がいの原因となる疾病の予防・治療 2. 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実 3. 精神保健医療施策の推進 4. 難病患者等に対する施策の推進
	④ 雇用・就労の支援 【第4章基本計画第4節】	1. 雇用・就労の支援
	⑤ 療育・教育体制の充実 【第4章基本計画第5節】	1. 相談支援体制等の整備 2. 指導力向上の推進 3. 社会的、職業的自立の支援 4. 施設のバリアフリー化の促進 5. 家族支援の推進
	⑥ 啓発・広報活動の促進 【第4章基本計画第6節】	1. 啓発・広報活動の推進 2. 福祉教育等の推進 3. 地域福祉活動の充実 4. 心のバリアフリー化の推進
	⑦ 情報・コミュニケーションの支援 【第4章基本計画第7節】	1. 情報提供の充実 2. コミュニケーション支援体制の充実
	⑧ 交流・社会参加の支援 【第4章基本計画第8節】	1. スポーツ・文化活動の振興 2. 障がい者の地域活動への参加

【具体的施策】
(1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 障がい者団体や本人活動の支援
(1) 自己評価・第三者評価制度の実施 (2) 苦情解決制度の周知
(1) 特別障害者手当 (2) 障害児福祉手当 (3) 精神障害者福祉手当
(1) 訪問系サービス(2) 日中活動系サービス (3) 居住系サービス (4) 相談支援サービス (5) 自立支援医療(6) 補装具
(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター (11) その他必要な事業
(1) 住宅の確保・バリアフリー化の推進 (2) 建築物のバリアフリー化の推進
(1) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進
(1) 安全な交通の確保
(1) 防災、緊急時、防犯対策の充実
(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 (2) 障がいの原因となる疾病等の治療 (3) 正しい知識の普及啓発
(1) 障がいの早期発見・早期対応 (2) 障がいに対する医療、医学的リハビリテーション (3) 障がい者に対する適切な保健サービス (4) 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供 (5) 障がい者に対する医療費給付制度の充実
(1) 心の健康づくり (2) 精神疾病の早期発見・治療 (3) 差別と偏見の解消
(1) 難病患者等に対する施策の推進
(1) 障害者雇用率制度の活用 (2) 福祉的就労の場の整備 (3) 職業相談の充実 (4) 雇用の場における障がい者の人権擁護 (5) 職場環境の改善
(1) 相談体制の整備 (2) 療育体制の整備 (3) 教育環境の充実
(1) 指導力向上の推進
(1) 社会的、職業的自立の支援
(1) 施設のバリアフリー化の促進
(1) 障がい受容支援 (2) 障がい児者の家族等交流促進 (3) 障がい児者の短期入所等の推進 (4) 障がい児の学校週5日制、長期休業時対策の推進
(1) 啓発・広報活動の推進
(1) 体験学習の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 交流活動の推進
(1) 市民活動の推進 (2) 障がい者団体の活動支援 (3) 推進体制の整備促進 (4) 公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進
(1) 心のバリアフリー化の推進
(1) 情報提供の充実
(1) コミュニケーション支援体制の充実
(1) スポーツ・文化活動の進行
(1) 障がい者の地域活動への参加

第4章

基本計画

第1節 地域生活支援の充実

1 障がい者の自己選択・自己決定による生活支援

(1) 相談支援体制の充実

身近な相談支援体制を構築するため、芳賀地区障害児者相談支援センターにおける相談事業を中心とした各種相談事業を実施するとともに、ケアマネジメント実施体制の整備に努めます。相談支援センターには、専門知識を有するコーディネーター（※）を配置し、福祉サービスの利用援助、家庭訪問による相談、ケアプラン（※）の作成など質の高い相談支援を実施します。

また、広域的には県東健康福祉センターや中央児童相談所、県域においてはとちぎリハビリテーションセンターや精神保健福祉センター等の県相談機関と連携を密にします。

(2) 権利擁護の推進

とちぎ権利擁護センター（通称：あすてらす）（※）は、障がい者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、福祉サービス利用の援助や預貯金通帳・印鑑などの保全、日常的な金銭管理等の支援を行っています。

あすてらすもおか（真岡市社会福祉協議会）でも、各種相談に対応するとともに、制度の普及啓発を図り、その活動を促進します。

平成24年に「障害者虐待防止法」が施行され「真岡市障害者虐待防止センター」を設立し、虐待防止に対応します。

平成25年6月に「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月から施行されることから、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指していきます。

(3) 障がい者団体や本人活動の支援

障がい者団体が実施する活動の支援や障がい者本人とその家族等介護者の相談、研修活動等の支援に努めます。

また、地域資源であるボランティア活動の促進を図るとともに、障がい者本人によるボランティア活動を支援します。

2 福祉サービス等の充実

(1) 自己評価・第三者評価制度の周知

障がい者が質の高いサービスを受けることができるよう、サービス提供事業者による自己評価を進めるとともに、当事者以外の第三者による専門的かつ客観的な評価により、良質なサービスの選択ができるよう、第三者評価制度（※）の周知を図ります。

(2) 苦情解決制度の周知

障がい者のサービスに対する苦情に対応できる体制の周知を図り、円滑な利用を促進します。（※）

3 各種手当制度の充実

(1) 特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳以上の方に支給します。

(2) 障害児福祉手当

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給します。

(3) 精神障害者福祉手当

精神障がい入院している方の保護者に対して支給します。

4 自立支援給付の充実

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

住み慣れた地域で障がい者が安心して生活できるよう、障がい者一人一人に適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、障がい者の地域での自立した生活を支援します。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者の地域での生活を支援します。（平成26年4月から、「行動上著しい困難を有する知的・精神障害者」も対象となりました。）

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

④行動援護

自己判断能力が制限されている知的障がい者及び精神障がい者が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、障がい者等が地域社会で自立できるよう支援します。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者に対して、障がい者の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図ります。

②自立訓練（機能訓練（※））

地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法（※）や作業療法等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者または精神障がい者に対して、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行うことで、地域生活移行に向けた支援を行います。

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うことで、一般企業等への就労に結びつくよう支援していきます。

⑤就労継続支援（A型）（雇用型）

一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援を行います。

⑥就労継続支援（B型）（非雇用型）

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかなかった障がい者や一定年齢に達している障がい者などに対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行います。

⑦療養介護

医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話をを行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加を支援していきます。

⑧短期入所（ショートステイ）

障がい者の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等必要な支援を行うものです。

⑨障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援

障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應させることができるよう、各々の身体及び精神の状態並びにその置かれている環境に依りて適切な指導及び訓練を行うものです。

（３）居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

就労しているまたは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者または精神障がい者に対して、家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動にかかる事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援しています。※平成26年度から、共同生活介護（ケアホーム）と統合されました。

②施設入所支援

夜間において介護が必要な障がい者や生活介護または自立訓練もしくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定した生活が営めるよう支援を行います。

(4) 相談支援サービス (計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。平成27年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者すべてに提供できるように、支援相談員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

また、地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

(5) 自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額も設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

(6) 補装具

これまで所得税額に応じた応能負担で給付されてきた補装具の給付が平成18年10月から補装具費の支給に変更となり、原則1割を自己負担することになりました。

補装具は、身体の欠損または失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、障がいに適合した補装具の支給に努めます。

5 地域生活支援事業の充実

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っています。

- ・広報もおか、ウィークリーニュースもおかななどでの啓発記事の掲載
- ・「障害者週間」12月3日～9日（※）

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

(3) 相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する支援体制の充実を図るため、真岡市と相談支援事業者等を中心とした相談体制とケアマネジメント体制の構築に努めます。

こうした相談支援事業を効果的に実施するため、地域において障がい者を支援するネットワークを構築し、地域の関係機関との連携強化や社会資源の開発・改善等に努めるとともに、中立・公正な相談支援が実施できるよう芳賀地区自立支援協議会（※）での検討を行い、さらには、窓口の一本化を図って相談者等への負担の軽減に努めます。

また、芳賀地区市町で芳賀地区障害児者相談支援センターを設置し、利用者のニーズに適切に努めると共に、基幹型相談支援センターへの移行を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、これらの障がい者の権利擁護を図ります。（※）

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見制度を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施していきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援していきます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（重度訪問介護や行動援護利用者を除く。）に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としてはマンツーマンによる個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

(10) 地域活動支援センター

障がい者に対して通所による創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進します。

(11) その他必要な事業

①日中一時支援事業

障がい者に対して日中の活動の場を提供し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者の社会適応訓練等の支援を行います。

②福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援していきます。

③自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成します。

④自動車改造費用の助成

就労等のために重度の身体障がい者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を助成します。

⑤生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。

⑥訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

第2節 生活環境の整備促進

1 バリアフリー化の推進

(1) 住宅の確保・バリアフリー化の推進

障がい者が住み慣れた地域で、安定した生活が継続できるよう、また、施設等から在宅生活に移行できるよう、県や社会福祉法人と連携を図りながら共同生活援助等の整備を促進するとともに、住宅のバリアフリー化に関する情報提供にも努めます。

(2) 建築物のバリアフリー化の推進

不特定多数の人が利用する公共的建築物について「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（※）」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称）バリアフリー新法（※）等に適合させ、障がい者が円滑に利用できるよう、県と連携を図りながらバリアフリー化の促進に努めます。

2 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称）バリアフリー新法に基づき、事業者等がバリアフリー化を促進するよう働きかけます。

3 安全な交通の確保

バリアフリー対応型信号機や、障がい特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・表示の整備が図れるよう関係機関に働きかけます。

4 防災、緊急時、防犯対策の充実

自力避難が困難な障がい者に対する災害、緊急時等の安全確保に配慮した対策を推進します。

また、地域の防犯・防災ネットワークの確立に努めるとともに、障がい者に対しても防犯・防災知識の普及・啓発に努めます。

第3節 保健・医療体制の充実

1 障がいの原因となる疾病の予防・治療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

妊産婦の健康教育、健康指導、健康診査、周産期医療等の充実、教育相談会や就学時健康診断等を通して、障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見に努めます。

また、学校や地域における健康診査等の未受診者を無くし、健康管理を行うとともに、疾患等に関する相談等機会の充実に努めます。

(2) 障がいの原因となる疾病等の治療

地域における医療機関等との連携を図り、適切な治療が受けられるよう働きかけていきます。

(3) 正しい知識の普及啓発

精神疾患、難病（※）、発達障がい（※）、高次脳機能障がい等について、正しい知識の普及を図ります。

2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応

妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査、学校検診等の適切な実施並びにこれらの機会の活用を図り、障がいの早期発見に努めます。

また、健康診査等において継続的な支援を必要とする障がいが発見された場合は、専門機関を紹介するなど、早期対応に努めます。

(2) 障がいに対する医療、医学的リハビリテーション

障がいの軽減が期待される治療やリハビリテーション（※）については、医療機関等との連携を図りながら、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供を促進していきます。

(3) 障がい者に対する適切な保健サービス

障がい者の健康の保持増進を図るため、保健・福祉の連携を強化し、サービスの提供充実に努めます。

市の健康診査、県東健康福祉センターの二次健康診査、療育機関等において、障がい児の成長についての相談や指導を行います。

(4) 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供

保健・医療サービス等の提供事業者や各種行政サービス等に関する情報を障がい者が入手しやすいよう、情報提供体制の充実に努めます。

(5) 障がい者に対する医療費給付制度の充実

①自立支援医療費

障がい者が障がいを除去または軽減して、自立した生活を営むことができるよう、適正な医療給付を推進します。

②重度心身障害者医療費

重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成し、経済的負担の軽減に努めます。

3 精神保健医療施策の推進

(1) 心の健康づくり

それぞれの生活の場における心の健康に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実に努めます。

(2) 精神疾病の早期発見・治療

地域における健康相談や専門機関との連携を図ることにより、心の疾患の早期発見・早期治療に取り組みます。

(3) 差別と偏見の解消

精神障がい者に対する差別や偏見の解消、精神障がい者の社会参加の促進を図るため、家族会等の活動を支援するとともに、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策に取り組みます。

4 難病患者等に対する施策の推進

専門機関や医療機関との連携を図ることにより、難病患者への情報提供及び相談支援の充実など、難病患者への支援をしていきます。また、治療方法が確立していない特定疾患またはその保護者には、特定疾患福祉手当を支給し、福祉の増進を図ります。

また、発達障がい、高次脳機能障がいに対する理解を深めるための情報提供、県・医療機関等と連携し、相談支援体制の普及に努めます。

第4節 雇用・就労の支援

1 雇用・就労の支援

(1) 障害者雇用率制度の活用

障害者雇用率制度は障がい者の雇用促進策の根幹であることから、市内企業に対して障がい者の雇用を拡大するよう働きかけます。

また、障害者雇用促進法が改正され、平成28年4月から障がい者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務が定められ、苦情処理や紛争解決援助について努めるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える見直しが行われます。

これらについても、公共職業安定所と連携を図りながら、企業への働きかけに努めていきます。

(2) 福祉的就労の場の整備

真岡市障害者福祉作業所から就労継続支援（B型）へ移行した真岡さくら作業所などで、一般企業等での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。

また、就労意欲のある障がい者に対しては、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）が利用できるよう、事業所と連携を図りながら支援していきます。

また「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、優先的な物品等の調達に努めます。

(3) 職業相談の充実

公共職業安定所と連携を図りながら、障がい者がニーズに応じた適正な職業に就けるよう、相談支援を推進します。

(4) 雇用の場における障がい者の人権擁護

職場等において雇用差別など障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関等と連携を図りながら、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

(5) 職場環境の改善

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化して、障がい者が働きやすい職場環境とするよう、事業所に対して働きかけます。

第5節 療育・教育体制の充実

1 相談体制等の整備

(1) 相談体制の整備

就学前の障がい児の状況を把握し、保護者の理解を得ながら適切な就学ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、障がい児の成長段階に応じた相談・指導が行えるよう一貫した相談支援体制の構築を図ります。

(2) 療育体制の整備

専門的療育の支援が必要な児童に対しては、早期の療育が受けられるよう関係機関との連携や設備の充実を図っていきます。

また、保育所において障がい児の保育事業を円滑に実施することができるよう、保育士の配置、施設の整備等を充実していきます。

幼稚園に対しては障がい児を受入れするよう働きかけていきます。

(3) 教育環境の充実

就学している障がい児がいる場合は、状況に応じて非常勤職員を配置して支援を行うとともに、障がいの状態等を把握し設備の改善を行うなど、子どもたちが快適に学校生活を送れるよう努めていきます。

2 指導力向上の推進

障がい児一人一人のニーズにきめ細かな対応ができるよう、県が実施する巡回教育相談事業や各種研修を通して、療育・教育、相談等に対する療育・教育機関の職員の専門性や指導力の向上を図ります。

3 社会的、職業的自立の支援

障がいのある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行えるよう関係機関と連携を図りながら、一人一人のニーズに応じた支援体制を構築していきます。

4 施設のバリアフリー化の促進

教育・療育施設において、障がいの有無に関わらず全ての人が、適切なサービスを受けられるよう、施設のバリアフリー化を推進します。

5 家族支援の推進

(1) 障がいの受容に対する支援

相談機関にコーディネーターを配置して精神的ケアを行い、障がい児をもつ親等の障がいの受容に対し支援します。

(2) 障がい児者の家族等交流促進

障がいの理解を深めるとともに家族間の交流を活発化するため、父母の会や家族同士の交流を促進します。

(3) 障がい児者の短期入所等の推進

家族介護の負担を軽減するため、家族の急病等、家庭における介護が困難になった場合や、就労支援、一時休息及び放課後、長期休業時等における短期入所や放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の利用を支援します。

第6節 啓発・広報活動の促進

1 啓発・広報活動の推進

障がい及び障がい者に対する正しい理解を促すため、広報「もおか」等の情報誌やホームページ等の媒体を活用し、啓発・広報活動を実施します。また、12月3日から12月9日までの「障害者週間」においても、周知・啓発を図ります。

また、障がいを理由とする差別の解消を推進するため「障害者差別解消法」の周知・啓発を図ります。

2 福祉教育等の推進

(1) 体験学習の推進

学校の総合的な学習の時間において、福祉のこころを育て、福祉を実践する力を養う教育や体験活動を社会福祉協議会などとともにやり、障がい者への理解を推進します。

(2) 福祉教育の推進

民生・児童委員は地域において福祉のこころの育成に大きな役割を果たすことから、障がい者に関する研修の充実を図り、情報提供等に努めます。

(3) 交流活動の推進

市民のボランティア意識の高揚を図るため、交流事業や広報啓発活動の充実にも努めます。

3 地域福祉活動の充実

(1) 市民活動の促進

共に生きる地域づくりの実現に向けて、ボランティア団体やNPO（※）等をはじめとする市民の主体的な参加によるボランティア活動を促進します。

(2) 障がい者団体の活動支援

真岡市の障がい者関係団体を支援し、地域での活動強化と関係機関・団体との連携強化を促進します。

(3) 推進体制の整備促進

行政をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会等による地域福祉活動推進体制の整備を促進します。

(4) 公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進

障がい者が地域において安全で安心した生活が送れるよう、公務員をはじめとする、各種公共サービス従事者の障がい者に関する理解の促進に努めます。

4 心のバリアフリー化の推進

障がい者に対する差別や偏見など心に潜む見えない壁を取り除くとともに、障がい者が困っている時に何気ない「一声」がかけられるよう、「心のバリアフリー化」を推進します。

第7節 情報・コミュニケーションの支援

1 情報提供の充実

障がい者が各種サービスなどの生活に必要な情報を入手しやすい環境を整えるため、ホームページ等の媒体の充実に努めるとともに、関係機関に対して相談・情報提供機能の充実に努めるよう働きかけます。また、必要な情報については障がい特性に配慮した情報提供に努めます。

2 意思疎通支援体制の充実

聴覚障がい者の意思疎通を支援する手話通訳や要約筆記等、必要に応じて障がい者の意思疎通支援ができる人材の派遣養成を推進します。

第8節 交流・社会参加の支援

1 スポーツ・文化活動の振興

障がい者自身の体力と障がいに応じたスポーツや文化活動が行えるよう、「栃木県障害者スポーツ大会」、障がい者文化祭「カルフルとちぎ」等への参加を促進し、活動の充実に努めます。

2 障がい者の地域活動への参加

障がい者が地域の一員として生活していくために、地域の行事等への障がい者の積極的な参加を促進します。また、お互いの理解が進むよう、地域住民との交流の活発化に努めます。

第5章

計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

この計画を推進していくためには、市はもとより、市民、障がい者や家族等介護者、地域、企業、障がい者団体、ボランティア団体・NPO等がそれぞれの立場で、相互に連携し、一体となって取り組む必要があります。

第2節 各主体の役割

1 行政の役割

障がい者の自立と社会参加を基本として、総合的な福祉の向上を目指し、施策を推進していきます。そのために、市民、企業や事業主などに対して障がいや障がい者についての理解の促進に努めるとともに、関係機関等との連携協力を図り本計画の施策を着実に推進していきます。

2 市民の役割

障がいのある人もない人も共生し、お互いの人格や個性を尊重し支え合える地域社会を実現するためには、市民が障がいや障がい者についての理解と関心を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加に対して支援し協力することが重要です。

3 障がい者や家族等介護者の役割

障がい者は、積極的に自立と社会参加の意欲をもち、各種制度や福祉サービスを有効に利用することが大切です。また、障がい者自らが社会資源（各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的資源と人的資源）の活用と改善に関わることも必要です。

家族等介護者は、障がい者とその家族同士の交流や地域住民との交流により、相互理解の促進を図ることが大切です。

4 地域の役割

障がい者やその家族等を地域の中で支えるために、障がい者が地域の中で交流や行事に参加することができる機会をつくり、相互の理解と思いやりの心を育むことが大切です。

5 企業の役割

障がい者の安定した生活を継続していくためには、障がい者の雇用が重要な役割を持っています。

企業自らが地域社会の一員として、経済社会活動の中に福祉の視点から、障がい者の積極的な雇用、働きやすい環境の整備などに取り組むことが大切です。

6 関係機関の役割

障がい者福祉に関わる機関については、障がい者福祉の専門的な担い手等として、積極的な活動を行うとともに、地域住民の理解を深めるための働きかけを行っていくことが期待されています。

7 障がい者団体の役割

障がいのある人々の潜在的なニーズ把握に努め、障がい者や家族等の福祉の向上を目指すとともに、障がい者の多様な意見を集約し、市や関連機関に働きかけることが期待されています。

8 ボランティア団体・NPOの役割

ボランティア団体・NPOには、障がい者のニーズや必要な情報を提供する上で、人と人をつなぐ自発的な社会貢献活動が求められています。また、多様なサービスを提供するために、市民、市、企業等との地域のネットワークが大切です。

第3節 推進体制

1 推進体制の整備

本計画に掲げた理念を具体化するため、各主体の役割の強化と相互の協力を努め、様々な施策を効率的に推進するために、計画の推進体制を整備することとします。

2 進行管理

本計画の推進にあたり、計画どおりに行われているか、量は十分かなど、サービスの必要量と供給量、あるいはサービスの質等について、適宜、サービス事業者に対し調査を行うなど、現状把握に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育・雇用などの担当部課との連携を図り、また庁内組織及び有識者、障がい者団体、関係機関等による組織を設置して、その点検を行います。

第4節 計画の見直し

計画期間中に、本市や障がい者を取り巻く社会経済環境の変化が、障がい者のニーズなどに影響を与え、障がい福祉をめぐる行政需要も変わってくるといった事態が発生した場合、効果的に障がい者福祉行政を推進するため、国や県の動向を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。